

台湾における中小企業海外展開現地支援プラットフォーム事業にかかる コーディネーター業務委託先の公募について（ブリーフィング重視型）

2020年6月3日

独立行政法人日本貿易振興機構

副理事長 信谷 和重

独立行政法人日本貿易振興機構（以下「ジェトロ」という。）では、経済産業省・中小企業庁の方針のもと、海外展開を図る我が国の中小企業や現地で課題を抱える日系の中小企業を対象とした支援サービスの充実を図ることを目的として、現地協力機関等（※）と連携し、中小企業向けの支援を行う枠組み（中小企業海外展開現地支援プラットフォーム）を構築・運営しています。

※協力機関例：

在外公館、現地日本商工会議所・商工会、日本の政府系機関・金融機関、日系金融機関、コンサルティング会社、法律事務所、会計事務所、現地非日系商工会議所等

ジェトロでは、こうした方針に従い、台湾に進出を検討する我が国の中小企業やその関係機関及び台湾に進出している日系中小企業に対する個別相談への対応を一層強化するため、下記業務を委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。なお、本コーディネーターの公募においては、ブリーフィング重視型とマッチング重視型の2種類に分けて募集しますが、本公募はブリーフィング重視型となります。ブリーフィング重視型は、法務・労務、税務・会計分野となります。

記

1. 業務内容

台湾において、以下の業務を実施する。なお、業務委託担当地域は台湾全域で、業務で使用する言語は「日本語」（加えて、現地語でのコミュニケーションができればなお可）とする。

個別企業への支援業務

(1) 相談対応業務

① 相談対応、ブリーフィング

1. 現地進出日系中小企業や当地に海外展開を検討する日本の中小企業や関係機関等に対して、原則日本台湾交流協会台北事務所にて、個別面談による相談対応を行う（1

回当たり概ね 1 時間程度を想定。日本からの出張者については、ジェットロ本部あるいは国内事務所を通しての事前予約制とする)。なお、日本台湾交流協会台北事務所での個別面談以外にもジェットロや日本台湾交流協会の指示に基づき、電話、テレビ会議等による相談対応を実施する場合も本業務に含まれる。

2. また、必要に応じて遠隔地で開催される個別相談会での相談対応、関係先との面談に同席等を行う。

＜主な相談内容＞

- ・台湾への進出に係る法務、税務、会計等についての相談。
- ・台湾での事業運営に係る法務、税務、会計等についての相談。
- ・現地でのビジネス展開に係る法務、税務、会計についてのリスク情報の提供等。

② E-Mail 相談対応

中小企業や関係機関から寄せられる海外展開等に関する問い合わせに対し、E-Mail にて回答（1 件につき A4 用紙 1～2 枚程度を目安とする）を行う。なお、回答内容は、相談企業名を伏せたうえで、他の中小企業への参考情報としてジェットロのウェブサイト等に掲載する場合がある。

③ 支援企業へのフォローアップ

ジェットロからの指示に基づき、上記の支援を受けた中小企業等に対し、その後の進捗状況を電話・メール、面談等で確認し、ジェットロに報告する。

(2) 現地協力機関等の紹介

① 現地における協力機関・外部専門家等の紹介、取り次ぎ

現地進出日系中小企業や現地を訪問する日本の中小企業関係者に対して、現地の協力機関・外部専門家等の紹介を行う。紹介に当たっては、紹介先の基本情報を収集し、リストとして提供する（紹介先の基本情報、担当者名、連絡先等の確認までを行う）。

② 支援企業及び現地協力機関等へのフォローアップ

ジェットロからの指示に基づき、上記の支援を受けた中小企業や当該中小企業に紹介した現地協力機関等に対して、その後の進捗状況を電話・メール、面談等で確認し、ジェットロに報告する。

その他のプラットフォーム事業に関する業務

(1) 調査レポート作成

ジェットロの指示に基づき、中小企業が海外展開支援を行う際に必要な基礎情報や、現地でのビジネス事情等に関する調査レポートを作成し、ジェットロ等の媒体を通じて発信する。

(2) セミナー等における情報提供、相談対応業務

ジェットロが主催又は共催等を行うセミナー等において、ジェットロとプラットフォーム・コー

ディネーター双方の合意のもと、依頼地にて情報提供及び相談対応を行う。なお、講演のための資料作成時間数は1時間～2時間程度までとし、それ以上は本委託費での支払い対象外とする。

(3) 中小企業の海外展開施策に関するアドバイス・提案

- ① 経済産業省、中小企業庁、ジェトロ、現地協力機関等が実施する中小企業の海外展開施策についてのアドバイス、提案を1時間程度の面談にて行い、報告書にて報告する。
- ② ジェトロが実施するプラットフォーム・コーディネーター会議、協力機関等との連絡会や現地政府との意見交換会等に参加し、中小企業の相談傾向や課題等について情報共有を行う。

(4) 協力機関等との連携強化

現地協力機関等が中小企業のために実施するセミナー等への協力を行う。協力の内容や範囲については、実施主体、ジェトロ、日本台湾交流協会、プラットフォーム・コーディネーターの4者による協議の上決定する。

上記業務に関わる留意事項

(1) 月次報告書作成

ジェトロから依頼するすべての業務については、ジェトロが定めた様式の報告書を毎翌月5日(5日が土日祝日の場合は翌営業日)までに日本台湾交流協会台北事務所へ提出する(ただし、2021年2月末を本業務の終了予定日とし、2020年度最後に提出する報告書の提出期限は2021年3月5日とする)。なお、報告書には業務内容を記載するが、個別企業への支援業務を実施した場合は、相談企業情報、相談内容、回答内容、対応日、所要時間等の必要事項を漏れなく記入する。

(2) 名称の使用

本業務従事者は契約期間内に限り、「日本貿易振興機構(ジェトロ)中小企業海外展開現地支援プラットフォーム・コーディネーター(受託者)」の名称を使用することができる。記載方法は、契約書で定めることとする。ただし、本業務遂行上必要がある場合以外は、この名称を使用してはならない。また、名刺を使用した場合は、本業務委託契約終了後、ただちに未使用の名刺をジェトロに返還すること。

(3) 業務出張の可能性

- ① 必要に応じて、業務出張の可能性はある(交通費はジェトロが負担。宿泊代・日当は旅費規程に基づきジェトロから支給)。ただし、プラットフォーム・コーディネーターの私用による迂回、前倒し、延長は原則不可とする。
- ② 本事業の一環として現地パートナー候補、協力機関等を訪問するなどの場合は、事前にジェトロの許可を得て行うこととし、ジェトロの旅費規程に基づき交通費等を精算するものとする。

(4) その他

日本で実施するセミナー等での情報提供、個別相談対応業務を行った場合は、所得税法により源泉徴収を行う。なお、租税条約に相当する枠組みの適用を希望する場合は、ジェットロにてその手続きを行う。

2. 募集人数

4 者程度

3. 契約期間

契約締結日～2021 年 3 月 31 日

4. 契約形態

ジェットロ、日本台湾交流協会、採択者（本人又は所属企業・団体等）との間で業務委託契約書を締結。

5. 業務委託料

- (1) 本業務に基づき支払われる業務委託料は出来高払いとし、単価は以下のとおり。ただし、年間 640,000 円を超えないものとする。
- (2) 相談対応、商談マッチング、フォローアップの実施に関わる電話代、コピー代、保険料など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェットロは負担しない。
- (3) 本相談対応業務は日本台湾交流協会台北事務所での相談対応を前提とするが、事務所までの交通費は委託料に含まれるものとする。ただし、ジェットロが別途指定した場所で相談対応を行う場合は、実施にかかる交通費等をジェットロの負担とすることができる。
- (4) 毎月提出される業務報告書に基づき、検収の上、ジェットロは確定金額を委託者に支払う。

【通貨単位】円

項目		単価	年間予定数量	金額
相談対応	相談対応・ブリーフィング	19,000 /時	12 /時	228,000
	E-Mail相談対応	18,000 /件	15 /件	270,000
	支援企業へのフォローアップ	15,000 /件	3 /件	45,000
現地の協力機関等	現地における協力機関・外部専門家等の紹介、取り次ぎ	15,000 /件	1 /件	15,000
	支援企業及び現地協力機関等へのフォローアップ	14,000 /件	1 /件	14,000
その他のブラツトフォームに関する業務	調査レポート作成	19,000 /件	1 /件	19,000
	セミナー等における情報提供、相談対応業務	19,000 /時	1 /時	19,000
	中小企業の海外展開施策に関するアドバイス・提案	15,000 /時	1 /時	15,000
	協力機関等との連携強化	15,000 /時	1 /時	15,000
合計				640,000

※付加価値税等、一切の現地諸税は単価に含むものとする。また、年間予定数量(時間)は想定数であり、確約するものではない。

6. 応募条件、業務従事予定者の要件等

- (1) 法人の場合は台北に現地法人又は支店を有していること。個人の場合は台北に居住している、又は主たるビジネス拠点を台北としていること。
- (2) 本事業へ積極的に参加する姿勢があり、自己の能力発揮に意欲的であること。
- (3) 本事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (4) 当該専門分野での業務経験が十分であり、本事業を効果的に遂行するために必要な現地のネットワーク・知見を保有していること。
- (5) 応募者に所属先がある場合は、所属先の了解が得られていること。
- (6) 本人が有する知見及び本事業遂行により得た経験・ノウハウをジェットロ及び他の委託先と積極的に共有し、本事業の効率的・効果的な運営に協力的であること。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、支援企業などからの要望に素早く対応できること。また、必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。
- (8) 本事業及び他のジェットロ事業における契約実績がある場合、当該期間中に指導内容・姿勢等に重大な問題、又は手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。
- (9) ジェットロが求める経理及びその他の事務についての対応・報告ができるなどジェットロが本事業を委託する上で必要となる基礎的活動に適切に対応できること。

- (10) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (11) 本業務を遂行する上で必要十分な健康状態であること。

7. 応募方法

(1) 応募書類

- ① 応募用紙（別添フォーム）
- ② 応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料

(2) 応募期限

2020年6月17日（水）17時00分（日本時間）まで

※郵送、Eメール（応募書類にはパスワードを付してください）いずれの場合も上記応募期限必着でご提出ください。

(3) 書類提出先（担当部課）

ジェトロ ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課（担当：高橋、西浦）

住所：東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6階（〒107-6006）

E-mail：platform-bda@jetro.go.jp

TEL：+81-3-3582-5017

8. 選考方法

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所・実施形式を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、委託先を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 相談対応、現地協力機関等の紹介、及びその他業務の対応可能業務の範囲
- (3) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (4) 過去に類似の業務実績・経験（国内外は問わない）があるか、自身の過去の知見・経験を生かした業務対応は可能か。
- (5) 支援対応への機動力
- (6) 相談業務を迅速に対応することは可能か。
- (7) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語及び現地で通用する言語で業務が可能であるか。

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。

また、提出書類は返却できません。

※第二次選考の面談は、電話、テレビ電話等で実施する場合があります。

9. 契約形態・業務委託期間

(1) 契約形態：

ジェットロ、日本台湾交流協会、採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書（秘密保持に関する事項を含む）を締結

(2) 業務委託期間：

契約締結日 ～ 2021年3月31日

10. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

11. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェットロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者が本業務で作成する資料の知的所有権ならびに事業成果はジェットロに帰属します。

12. 問い合わせ先

ジェットロ ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課（担当：高橋、西浦）

E-mail : platform-bda@jetro.go.jp

TEL : +81-3-3582-5017

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
 - ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- ※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）